

21 経営第2463号

平成21年8月4日

各農政局生産経営流通部長  
北海道農政部長  
沖縄総合事務局農林水産部長

あて

(農林水産省)経営局経営政策課長

平成21年7月以降の全国的な日照不足及び低温等への  
対応について(依頼)

今般、7月以降の全国的な日照不足、北海道における低温、西日本等における大雨、さらに北日本を中心とした今後1ヶ月程度の低温の可能性等の状況を踏まえ、農作物への被害を最小限に抑え、被害が起きた場合の速やかな対応を準備するため、本日、農林水産大臣の指示により農林水産省内に「日照不足・低温等対策連絡会議」が設置されたところである。

その中で、現場の実情をしっかりと受け止め、被害が生じた場合に、関係金融機関による被害農林漁業者等に対する農林漁業セーフティネット資金等の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等の措置が的確に講じられるようにするとともに、被害が確定した際は、相談窓口の開設だけでなく、被害農林漁業者等に対してパンフレット等によって丁寧な説明・対応が行われるよう関係金融機関に対して準備を依頼していくことが決定されたところである。

このため、関係機関に対して別添写し(①、②、③)のとおり依頼したので、御了知の上、関係融資機関においてこれらの措置が図られるよう適切に指導されたい。

①

21 経営第 2463 号

平成 21 年 8 月 4 日

㈱日本政策金融公庫農林水産事業本部

企画・統括部長

殿

農林水産省経営局経営政策課長

平成 21 年 7 月以降の全国的な日照不足及び低温等への  
対応について(依頼)

天災による被害農林漁業者等に対する融資につきましては、常々格別の御配慮を  
いただき厚く御礼申し上げます。

今般、7 月以降の全国的な日照不足、北海道における低温、西日本等における大  
雨、さらに北日本を中心とした今後 1 ヶ月程度の低温の可能性等の状況を踏まえ、  
農作物への被害を最小限に抑え、被害が起きた場合の速やかな対応を準備するため、  
本日、農林水産大臣の指示により農林水産省内に「日照不足・低温等対策連絡会議」  
が設置されました。

その中で、現場の実情をしっかりと受け止め、被害が生じた場合に、関係金融機  
関による被害農林漁業者等に対する農林漁業セーフティネット資金等の円滑な融通  
及び既貸付金の償還猶予等の措置が的確に講じられるようにするとともに、被害が  
確定した際は、相談窓口の開設だけでなく、被害農林漁業者等に対してパンフレッ  
ト等によって丁寧な説明・対応が行われるよう関係金融機関に対して準備を依頼し  
ていくことが決定されたところです。

つきましては、貴職におかれても、今後の対応等につき、特段の御配慮をお願い  
いたします。

②

21 経営第 2463 号

平成 21 年 8 月 4 日

農林中央金庫代表理事理事長 殿

農林水産省経営局経営政策課長

平成 21 年 7 月以降の全国的な日照不足及び低温等への  
対応について(依頼)

天災による被害農林漁業者等に対する融資につきましては、常々格別の御配慮を  
いただき厚く御礼申し上げます。

今般、7 月以降の全国的な日照不足、北海道における低温、西日本等における大  
雨、さらに北日本を中心とした今後 1 ヶ月程度の低温の可能性等の状況を踏まえ、  
農作物への被害を最小限に抑え、被害が起きた場合の速やかな対応を準備するため、  
本日、農林水産大臣の指示により農林水産省内に「日照不足・低温等対策連絡会議」  
が設置されました。

その中で、現場の実情をしっかりと受け止め、被害が生じた場合に、関係金融機  
関による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等の  
措置が的確に講じられるようにするとともに、被害が確定した際は、相談窓口の開  
設だけでなく、被害農林漁業者等に対してパンフレット等によって丁寧な説明・対  
応が行われるよう関係金融機関に対して準備を依頼していくことが決定されたところ  
です。

つきましては、貴職におかれても、今後の対応等につき、特段の御配慮をお願い  
いたします。

③

21 経営第 2463 号

平成 21 年 8 月 4 日

全国農業協同組合中央会会長 殿

農林水産省経営局経営政策課長

平成 21 年 7 月以降の全国的な日照不足及び低温等への  
対応について(依頼)

天災による被害農林漁業者等に対する融資につきましては、常々格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

今般、7 月以降の全国的な日照不足、北海道における低温、西日本等における大雨、さらに北日本を中心とした今後1ヶ月程度の低温の可能性等の状況を踏まえ、農作物への被害を最小限に抑え、被害が起きた場合の速やかな対応を準備するため、本日、農林水産大臣の指示により農林水産省内に「日照不足・低温等対策連絡会議」が設置されました。

その中で、現場の実情をしっかりと受け止め、被害が生じた場合に、関係金融機関による被害農林漁業者等に対する農林漁業セーフティネット資金等の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等の措置が的確に講じられるようにするとともに、被害が確定した際は、相談窓口の開設だけでなく、被害農林漁業者等に対してパンフレット等によって丁寧な説明・対応が行われるよう関係金融機関に対して準備を依頼していくことが決定されたところです。

つきましては、関係機関に対して別添写し(①、②)のとおり依頼しましたので、御了知の上、貴会会員に対し周知願います。

## 平成21年7月の中国・九州北部豪雨に関する農林水産被害への金融支援について (農業・林業・漁業者の方へ)

この度の災害で被災された方々には心からお見舞い申し上げます。農林水産業は自然を相手の営みとは言え、自然の力の猛威を痛感した思いです。農林水産省では、今般の災害克服に向けて、農林漁業関係金融機関及び関係県(市町村)と一体となって、金融面のサポート体制を準備しております。このパンフレットをご覧になり、なお不明等の点がありましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

1 債務の返済について、以下の対応などを希望される方は、下記3の相談窓口にご相談下さい。

- ① 償還期限の延長  
(借入金の償還期限を延長して、1回あたりの返済額を軽減)
- ② 据置期間の延長  
(借入金の据置期間を延長して、元本の返済開始日の延期)
- ③ 中間据置期間の設定  
(現在返済中の借入金の元本返済を一時停止し、返済額をいったん軽減して、中間据置期間終了後に返済開始)
- ④ 償還金の一部繰下げ  
(現在返済中の借入金の元本返済の額をいったん軽減して、次回以降の返済に上乘せ)

2 次のような場合に、(株)日本政策金融公庫(旧農林漁業金融公庫)の資金が利用できますので、下記3の公庫の各支店、農漁業系統金融機関又は県の相談窓口にご相談下さい。

(1) 運転資金を借りて、経営の再建を図りたい場合  
(「農林漁業セーフティネット資金」)

- ① 資金用途：一時的影響に緊急的に対応するために必要な資材費、労務費その他の長期運転資金
- ② 償還期限(据置期間)：10(3)年
- ③ 金利：貸付期間に応じて年0.90%~1.15%
- ④ 貸付限度額：300万円(経営規模などに応じて増額可能)

(2) 個人施設等の復旧を図りたい場合 (「農林漁業施設資金」)

- ① 資金用途：イ 農業用施設(ハウス等)の復旧、果樹の改植・補植  
ロ 素材、樹苗又は特用林産物(きのこ等)の生産に必要な機械、施設  
ハ 被災した漁船の修復、被災した漁具等(内水面養殖施設、海面養殖施設、倉庫等の漁船漁業用施設)の改良・造成・取得
- ② 償還期限(据置期間)：15(3)年(果樹の改植・補植25(10)年)
- ③ 金利：貸付期間に応じて年0.90%~1.70%
- ④ 貸付限度額：300万円(経営規模などに応じて増額可能)

(3) 生産基盤の復旧を図りたい場合  
(「農業・林業・漁業基盤整備資金」)

- ① 資金用途：イ 農地、牧野の復旧  
ロ 樹苗養成施設、林道及び付帯施設の復旧  
ハ 護岸等漁港区域内施設、浮具等漁場関連施設の復旧
- ② 償還期限(据置期間)：25(10)年など
- ③ 金利：貸付期間に応じて年0.90%~1.70%
- ④ 貸付限度額：借入者負担額の80~100%など

(4) 漁船の復旧を図りたい場合 (「漁船資金」)

- ① 資金用途：漁船の復旧
- ② 償還期限(据置期間)：12(2)年(漁船用機器5(2)年)
- ③ 金利：貸付期間に応じて年0.90%~1.25%
- ④ 貸付限度額：1隻当たり4億5千万円(漁業種類により増額可能)

このほか、経営発展のための融資制度に関しては、  
**農業・林業・漁業関係制度資金** ~このようなとき、このような資金が使えます~  
を参考にしてください。

※金利は、平成21年7月21日現在のものです。

### 3 相談窓口一覧(山口県)

(1) (株)日本政策金融公庫(略称:「日本公庫」)をご利用の方は、最寄りの各店までお問い合わせ下さい。

- ・ 日本公庫本店コールセンター 0120-926478(フリーダイヤル)
- ・ // 山口支店<農業者の方> 0120-926475(フリーダイヤル)
- ・ // 岡山支店<林業・漁業者の方> 0120-911694(フリーダイヤル)

(2) 農漁業系統金融機関をご利用の方は、最寄りの農業協同組合、漁業協同組合、信用農業協同組合連合会又は農林中央金庫各店までお問い合わせください。

- ・ 山口県下各J A
- ・ 山口県信農連(営業統括課) 083-973-2245
- ・ 山口県漁業協同組合(信用部) 0832-31-4282
- ・ 農林中金(岡山支店) 086-222-0724
- ・ // (本店農林水産環境事業部) 03-5220-9565
- ・ // (本店投融资企画部) 03-5222-2123

(3) 農業改良資金・就農支援資金をご利用の方は、各県担当課又は最寄りの農林事務所までお問い合わせ下さい。

- ・ 山口県農林水産部農業経営課 083-933-3360
- ・ // 岩国農林事務所農業部 0827-29-1562
- ・ // 田布施農林事務所農業部 0820-52-2546
- ・ // 周南農林事務所農業部 0834-33-6453
- ・ // 山口農林事務所農業部 083-922-5249
- ・ // 美祢農林事務所農業部 0837-54-0037
- ・ // 下関農林事務所農業部 083-766-1206
- ・ // 長門農林事務所農業部 0837-37-5602
- ・ // 萩農林事務所農業部 0838-22-0158

(4) 林業・木材産業改善資金、木材産業等高度化推進資金をご利用の方は、以下の各県担当課又は最寄りの農林事務所までお問い合わせ下さい。

- ・ 山口県農林水産部森林企画課 083-933-3450
- ・ // 岩国農林事務所森林部 0827-29-1567
- ・ // 田布施農林事務所森林部 0820-52-2801
- ・ // 周南農林事務所森林部 0834-33-6461
- ・ // 山口農林事務所森林部 083-922-6700
- ・ // 美祢農林事務所森林部 0837-52-1071
- ・ // 下関農林事務所森林部 083-766-1182
- ・ // 長門農林事務所森林部 0837-37-5601
- ・ // 萩農林事務所森林部 0838-22-3366

